

平成15年6月24日

長野県知事 田中 康夫 様

長野県治水・利水ダム等検討委員会

委員長 宮地良彦

角間川における総合的な治水・利水対策について（答申）

当委員会は、長野県知事からの諮問を受けた角間川について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って角間川部会を設置した。角間川部会は平成14年10月18日から12回の部会審議（うち現地調査1回）と1回の公聴会を経て、「角間川部会報告」（以下、「部会報告」という。）を取り纏め、その結果を平成15年3月27日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに角間川の治水・利水対策について審議・検討を重ねた結果、以下のように答申する。

角間川の治水・利水対策に関する委員会の総合的判断

角間川の治水・利水対策について、委員会の総合的判断は次のとおりである。

1 角間川の治水対策

堤防へのパラペット設置と、河床掘削及び床固め工の水通し断面の拡幅を組み合わせた河川改修が、角間川の治水対策として妥当である。

なお、この治水対策を進めるに当たっては、現在実施している上流域での地すべり防止工事、砂防工事、治山工事を継続して行うと共に、中下流部では流路の複断面化による偏流対策、護岸強化及び日常的な堆積土砂の除去を引き続き実施して行くことが必要である。

また、堤防へのパラペットの追加は景観を害することもあるので、可能なところは盛土で対応するなど、景観的配慮を行う必要がある。

2 角間川の利水対策

まず、中野市及び山ノ内町の広域的な水源調査を実施し、段階的な井戸による水源整備を行いながら、適正な水需要量を把握すると共に、新

規井戸による水源と併せて角間砂防堰堤の利用を考慮に入れた、複合的な利水対策を基本方針とすべきである。

この利水対策を進めるに当たり、県は特に次の事項について明確な姿勢を持って積極的に対応することを要請する。

- (1) 水道水源確保に係る県の中野市及び山ノ内町への支援は、ダムによらない利水対策に変更したことによる市及び町の財政負担増を極力避けること。
このため、新たな支援策を適用してもなお実際の事業費がダムの建設の際に支出したであろう市及び町の負担を上回る場合は、補助率の変更も考慮しながら、更なる県の支援を検討すること。
また、新規水源の調査・開発について、県は市及び町と協議して協力すること。
- (2) これまでの中野市及び山ノ内町の地下水や表流水の調査は十分でなかったため、井戸による水源確保に当たっては、広域的かつ精度の高い水源調査を行うこと。
また、段階的な水源整備を行うなかで水需要量についても社会情勢の変化なども考慮しながら見直すこと。
- (3) 水道水源として角間砂防堰堤を利用することに関して、長野県独自の発想に基づく利水対策としてその可能性を検討すること。
- (4) 水利権の調整については、県が仲介役となり、当事者間の話し合いを進めること。
- (5) 水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用を検討してもなおかつ水資源に不足を生じる場合には、適正な不特定容量を合わせ持つ新たな利水ダムを考慮することもやむを得ない。
- (6) 公共施設や家庭に雨水貯留施設を設置する等の雨水利用や節水も今後の課題であり、県はこれを積極的に支援する制度を設けること。
- (7) 治水・利水対策の実現にあたっては、「流域協議会」を設置して行政と住民が連携してより良い対策となるよう努力すること。

総合的判断に至った理由

1 部会における審議の概要

角間川の治水・利水対策についての部会報告は、次の2案の両論併記であった。

(1) 多目的ダム建設による治水・利水案

治水対策は、角間川貝鐘砂防堰堤下流に多目的ダムを建設し洪水調節を行う。

利水対策は、水道水源として中野市は計画取水量 23,780m³/日のうち、ダムで 10,000m³/日を確認し、山ノ内町は計画取水量 15,330m³/日のうち、ダムで 3,000m³/日を確認する。

また、下流のかんがい用水や河川環境を維持するための不特定用水として、ダムに 63万 m³ を貯留する。

(2) ダムによらない治水・利水案

治水対策は、既存堤防へのパラペット設置と、河床掘削及び床固め工の水通し断面の拡幅を組み合わせた河川改修とする。

利水対策は、水道水源として中野市は計画取水量 23,780m³/日のうち、新規井戸で 10,000m³/日を確認し、山ノ内町は計画取水量 15,330m³/日のうち、新規井戸で 3,000m³/日を確認するが、渇水期における河川維持流量が確保できず、かんがい用水の不足は解消できない。

なお、中野市は、必要に応じ井戸に硝酸・亜硝酸性窒素を除去する施設及び砒素の希釈施設を設置する。

2 委員会における審議の概要

委員会は、この部会報告を受けて審議を進めた。特に論点となったのは、水道水源の確保についてであった。

委員会は上流域での井戸の可能性、北陸新幹線高社山トンネル湧水利用の可能性及び砂防堰堤利用の可能性などについて現地調査も含めて検討を行った。

角間川の治水・利水対策についての審議の概要は次のとおりである。

(1) 角間川の治水対策

ダムによる治水対策は、洪水調節による下流域に対する治水効果はあるも

の、ダム建設に多額な費用を要し、現在の県の財政状況を大きく圧迫することとなる。また、火山地帯特有の破砕帯や変質等に起因するダム湖の堆砂問題、ダム建設による自然環境への負荷など大きな懸念がある。

さらに、上流からの大量の土砂流出は、横湯川上流の地すべり地帯のものが多く、角間ダムを造っても夜間瀬川下流の土砂流出を防ぐことはできない。

一方、ダムによらない治水対策は、パラペットでは計画水位を下げられないことや土石流に対する安全性及び観光地であることを考慮した場合の景観上の問題があり、また河床掘削は温泉を希釈する井戸への影響調査として地下水測定などが必要である。しかしながら、ダム建設よりも経済的に安価で県財政に対する圧迫も少なく、治水安全度も確保し自然環境への負荷も軽減できるものである。

以上を総合して、委員会での議論は、角間川の治水対策としてダムによらない河川改修が妥当であるとの意見が大勢を占めた。

ただし、上流域での地すべり防止工事、砂防工事、治山工事及び中下流部での偏流対策、護岸強化、日常的な堆砂土砂の除去は必要である。

また、堤防へのパラペットの追加は景観を害することもあるので、可能なところは盛土で対応するなど、景観的配慮を行う必要がある。

(2) 角間川の利水対策

ダムによる利水対策は、水質の改善、流水貯留による水量の安定化が図られること、自然流下のため安価であること、渇水期に安定して河川維持用水と農業用水を補給することができる。

一方、ダムによらない利水対策は、井戸の位置を決定するための広域的な水源調査が必要なこと、ヒ素や硝酸・亜硝酸性窒素による汚染対策が必要なこと、枯渇の可能性が懸念されること、渇水期の河川維持用水と農業用水の不足が解消できないことなどの問題がある。

利水問題について出された主な意見は次のとおりである。

水需要量、農業用水量は適切であるか。工場誘致、観光客の増加は見込めるのか。

工場誘致や観光客の増加を見込む水需要量は、市及び町の政策的なものであり、委員会としてあまり踏み込める問題ではない。

県の利水支援を協議するときは、妥当な水需要量により話し合うべきである。

ダムを止めた場合、市及び町の負担が大きい。県の支援策をそのまま当てはめるのではなく、多目的ダムを進めてきた県の責任を考えるべきである。

井戸による対策案は調査不足である。踏み込んだ水源調査を行い、現実的な案になれば費用が減るであろう。

新幹線高社山トンネルの湧水利用を考えるべきである。

上流の砂防堰堤を活用できないか。

中野市の水道水の汚染は深刻である。

高社山等の火山域や笹川と泡貝川合流点付近には地下水の可能性がある。

委員会での議論の焦点は、水道水源の調査データが不足している中での水源確保に対する判断と、ダムによらない利水案はダム案よりも高額となり、市及び町の財政を圧迫することであった。

このため、北陸新幹線高社山トンネルや角間川流域などの現地調査を行うと共に、具体的な利水対策として、トンネル湧水の利用及び砂防堰堤利用の費用算出を行った。

その結果、高社山トンネルの湧水利用は、飯山市境からポンプアップが必要なため、施設整備費が高額となることや、将来的に湧水量を確保できるか懸念されることにより、利水対策案としては困難であるとの結論に至った。

また、貝鐘及び角間砂防堰堤の利用による水道水の確保は、流量の調整を行わないので新たな水利権が得られないこと、現在満砂状態の土砂搬出には地形が急峻なことから高額な費用と期間を要すること、浄水場までの導水施設整備費が高額となること、及び下流水利権者の権利を侵さないための不特定容量の確保が必要なこと、などの課題も多くあることが判明した。

しかしながら、資源の有効活用や環境面などを考え、これらの課題を乗り越え、新たな方策の可能性を検討すべきであるとの意見が強かった。

利水問題についての委員会の意見は次のように集約される。

- (1) 井戸による水源確保は、地下水調査を行うことにより、最適な井戸の位置を決定することができ、実施の費用は安くなる可能性がある。
- (2) 水道施設整備の実施にあたっては、社会情勢、市及び町の施策を十分勘案した水需要量に基づいた計画とする。
- (3) 角間砂防堰堤は、水道水源としての活用の可能性を検討する。

- (4) 段階的な井戸による水源整備を行いながら、適正な水需要量を把握すると共に、新規井戸による水源と併せて角間砂防堰堤の利用を考慮に入れた、複合的な水源確保の方法を検討する。
- (5) 地下水汚染について、良質で十分な地下水保全対策を検討する。
- (6) ダムによらない利水対策に変更したことによる市及び町の財政負担増を極力避けることを県に要望する。

3 委員会意見のまとめ

以上を総合して委員会は、堤防へのパラペット設置と河床掘削等を組み合わせたダムによらない河川改修による治水対策と、まず、中野市及び山ノ内町の広域的な水源調査を実施し、段階的な井戸による水源整備を行いながら、適正な水需要量を把握すると共に、新規井戸による水源と併せて角間砂防堰堤の利用を考慮に入れた、複合的な利水対策を答申することとした。

なお、水源調査や角間砂防堰堤の水道水源としての利用を検討してもなおかつ水資源に不足を生じる場合は、適正な不特定容量を合わせ持つ新たな利水ダムを考慮することもやむを得ないとした。

以上

長野県治水・利水ダム等検討委員会審議状況

1 第1回委員会（平成13年6月25日）

1) 委員長選出

委員の互選により、宮地委員を委員長に選出

2) 諮問

9 河川流域を一括諮問

3) 議事内容

幹事から諮問河川の現状説明（流域の地勢、雨量、過去の洪水被害、河川の流下能力、利水の現況等）

委員から河川現況図、森林状況、地質等の資料要求

早急に9河川流域の現地調査を実施

9河川に部会を設置する方針

2 現地調査（7月18日～8月8日）

9河川流域において、委員による流域の調査を実施

現地調査の中で、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることについて、議会からの要請の経過等を説明

3 第2回委員会（8月20日）

1) 議事内容

現地調査結果

委員会のあり方

部会設置

2) 次回委員会での検討事項

9河川流域の論点整理

委員会と部会の役割分担

4 第3回委員会（9月20日）

1) 議事内容

9河川流域の論点整理

今後の委員会運営について

- ・議会の付帯決議等を踏まえ、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることを幹事長から説明

- ・ワーキング・グループの設置

主要な論点である「基本高水」「財政」「森林」「利水」については、委員会にワーキング・グループを置き、各2～4名の委員と県の関係部局とで集中的に検討

- ・部会の設置

特に緊急性の高い浅川部会(石坂部会長以下6名)、砥川部会(宮澤部会長以

下6名)を先行して設置

2) 次回委員会での検討事項

他の7河川流域の部会設置について
各ワーキング・グループからの報告について
基本高水流量について

5 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月1日)

部会特別委員の選考について、委員長及び部会長からの意見聴取

6 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月9日)

1) 知事から委員長への要請

- ・ 浅川流域を、平成14年3月31日をひとつの目処に、審議いただくよう要請
砥川流域についても、検討委員会の審議を阻害しない範囲で、出来る限り早く審議の結論をいただくよう要請

2) 部会特別委員の選考について

- ・ 公募の人数、参加資格、期間などについて確認
- ・ 公募による住民以外の特別委員は、委員長及び部会長と相談し選考

7 現地調査 (10月9日~11日)

浅川、砥川流域において、委員による調査を実施

8 浅川、砥川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(10月10日~24日)

応募状況 浅川48名 砥川39名

選考結果 浅川10名 砥川11名を選定(11月14日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、
市町村長あて依頼(10月19日)

浅川3名 砥川2名を決定(11月14日)

9 第4回委員会 (11月27日)

1) 報告

知事からの要請について、委員長から報告
部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告
基本高水、財政、森林、利水の各ワーキンググループからの報告

2) 議事内容

基本高水流量についての説明及び質疑

浅川及び砥川以外の河川流域について

- ・ 浅川及び砥川部会の審議を集中的に進め、その他の流域は、引き続き部会設置に向けて検討

3) 次回委員会での検討事項

他の7河川流域の部会設置について
各ワーキンググループからの報告について

10 第5回委員会 (12月26日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

2) 議事内容

緊急度の高い「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会を平成14年4月を目途に設置することを決定

残りの4河川流域については、部会設置に努力することを確認

11 第6回委員会 (平成14年1月28日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

○ 利水、森林、財政の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会に属する委員と部会長を選出

12 委員長及び部会長からの意見聴取 (2月3日)

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

13 黒沢川、郷土沢川、上川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(2月14日~3月6日)

応募状況 黒沢川45名 郷土沢川23名 上川44名

選考結果 黒沢川10名 郷土沢川9名 上川10名を選定(4月11日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町村長あて依頼(2月14日)

黒沢川5名 郷土沢川1名 上川2名を決定(4月11日)

14 第7回委員会 (2月18日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

○ 基本高水、利水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

部会における課題等について

3部会(郷土沢川・黒沢川・上川)進行状況と残り4河川の部会について

3) 決定事項

4月以降について浅川部会の状況を考慮する

15 委員長から知事への報告(2月26日)

3月末の答申は少しずれ込む旨を報告

16 知事から委員長への要請(3月22日)

2月県議会において、答申期限を設けるよう要請があったことを踏まえ、検討委員会自らの議論の中で答申期限を設定してほしい旨を要請

17 第8回委員会(3月27日)

1) 報告

知事からの答申時期に関する要請について、委員長から報告
基本高水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告
浅川及び砥川部会の経過報告

2) 議事内容

砥川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川の検討については、第9回及びそれ以降とし、答申時期は5月上旬を目処とする
残り7河川の答申時期は平成15年度の予算要求期限である11月頃を一つの目処とし、部会でも議論し確認していく

18 第9回委員会(4月11日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の特別委員選考結果報告
財政、基本高水の各ワーキンググループからの検討状況報告

2) 議事内容

浅川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川両部会からの報告を基にそれぞれダムあり、ダムなしの案の基本高水流量を設定することとし、費用等について財政ワーキンググループで試算し、次回の委員会へ報告する

・ダムあり案(ダム+河川改修)	浅川 450 m ³ /s、	砥川 280 m ³ /s
・ダムなし案(河川改修)	浅川 350 m ³ /s、	砥川 200 m ³ /s

19 第10回委員会(5月2日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川部会の経過報告
浅川及び砥川の治水計画案について

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水計画案について
浅川及び砥川の答申について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

次回委員会で森林及び利水ワーキンググループから3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告を行う
浅川のダムなし案の基本高水流量を330m³/sとする
各委員から浅川及び砥川の論点を提出し、次回委員会で議論する
「角間川」「駒沢川」の各部会を設置する。
「清川」「薄川」については、検討委員会で治水対策案を提示した後、部会を設置するかどうかを考える。
答申の起草委員を決定(宮地委員長、大熊委員、五十嵐委員、藤原委員、浜委員、松島(信)委員)

20 第11回委員会(5月9日)

1) 報告

森林、利水及び基本高水ワーキンググループから、3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告
財政ワーキンググループから、浅川及び砥川のダム+河川改修案、河川改修単独案について財政試算の報告
基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水・利水計画案について、答申に向け議論すべき論点を整理

3) 決定事項

答申に向け、次回「環境」等の論点について議論
基本高水等に関する質問について、次回までに国土交通省の見解を再度きいて報告
県議会の会派構成変更に伴い、次回から県政会県議団の風間辰一県議が新たに委員として就任することを了承

21 第12回委員会(5月17日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の経過報告
前回出された基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、さらに議論が必要な論点(基本高水・地質・森林・利水・治水)について審議

3) 決定事項

次回、国土交通省河川局長に出席を要請し、国の考え方を確認

次回、答申に向けさらに議論が必要な論点（財政、費用対効果、環境等）について審議した上、答申案の起草

角間川部会、駒沢川部会の部会長を決定

22 第13回委員会（5月23日）

1) 報告

国土交通省から文書にて回答があり、その内容について報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、前回に引続き、議論が不足している論点（基本高水、財政、費用対効果、環境等）について審議

3) 決定事項

答申作成に当たり重視する事項等を各委員が提出し、それらをもとに起草委員が答申案を作成のうえ、次回検討委員会で議論

清川、薄川については、幹事会が総合治水対策案を作成し、検討委員会に提出

23 第14回委員会（6月7日）

1) 議事内容

浅川及び砥川の答申案について議論し、答申を作成

2) 決定事項

浅川及び砥川の総合的な治水・利水対策について、ダムによらない河川改修単独案及びそれに対応する利水案を答申

次回（第15回）の検討委員会を7月25日開催

24 第15回委員会（7月25日）

1) 報告

県から、浅川、砥川に関する治水・利水対策の枠組みについて報告

3部会（黒沢川、郷土沢川、上川）の経過報告

2) 議事内容

検討委員会、部会のあり方について整理

幹事から、清川、薄川の現況等について説明し、今後の検討の仕方を議論

3) 決定事項

清川、薄川については、検討委員会委員による小グループにより検討を進める。

駒沢川部会の部会長について、宮澤委員から藤原委員に変更することに決定

検討委員会及び部会の審議について、9月1日の知事選が終わるまで休止

次回（第16回）の検討委員会を9月17日開催

25 委員長及び部会長からの意見聴取（7月25日）

「角間川」「駒沢川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

26 角間川、駒沢川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募（8月12日～8月30日）

応募状況 角間川22名 駒沢川12名

選考結果 角間川11名 駒沢川10名を選定（10月10日）

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町長あて依頼（8月12日）

角間川部会2名、駒沢川1名を決定（10月10日）

27 第16回委員会（9月17日）

1) 報告

3部会（黒沢川・郷土沢川・上川）からの報告

2小グループ（清川、薄川）からの報告

森林ワーキンググループから、清川、薄川、駒沢川について報告

事務局から角間川部会、駒沢川部会の特別委員の応募状況について報告

2) 議事内容

検討委員会のあり方及び今後のスケジュールについて審議

部会の再開について審議

3) 決定事項

部会の審議再開について決定

28 第17回委員会（11月5日）

1) 報告

10月31日付で浜委員が検討委員を辞任したことについて、事務局から報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

基本高水、利水各ワーキンググループより角間川、駒沢川について報告

森林ワーキンググループより角間川について報告

2) 議事内容

清川について、小グループ及び財政ワーキンググループから報告があり、それに基づき議論。河川改修により治水を行う方針を確認

検討委員会と部会は検討課題をやり取りしながら議論を深めていくことを確認

3) 決定事項

次回は12月6日（金）、次々回は12月25日（水）に開催することを決定

29 第18回委員会(12月6日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

清川、薄川の小グループでの審議状況について報告

財政ワーキンググループ座長より、郷土沢川、上川の財政試算について報告

2) 議事内容

上川部会長から基本高水、住民参加等に関する課題が提起され、質疑と議論

財政ワーキンググループ座長から県の財政状況等に関する問題が提起され、議論

3) 決定事項

県の「財政改革推進プログラム(案)」について、次回、財政改革課に説明を求めることを決定

30 第19回委員会(12月25日)

1) 報告

角間川・駒沢川部会の審議状況について報告

上川部会及び郷土沢川部会の審議結果について各部会長から報告

2) 議事内容

財政ワーキンググループより、黒沢川・薄川の財政試算について報告と議論

薄川小グループの審議経過について、事務局、幹事会より報告と議論

県財政改革課による「財政改革推進プログラム(案)」の説明と質疑

3) 決定事項

上川、郷土沢川については、部会報告をもとに今後検討委員会において審議

薄川の治水対策は、河川改修を基本方針とすることを確認

31 第20回委員会(平成15年1月15日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

利水ワーキンググループから、「利水問題の審議を進めるにあたって」の提言があり議論

脱ダム債、長野モデル創造枠予算について質疑

薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

薄川の公聴会開催のための資料を次回審議

32 第21回委員会(1月23日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

暫定豊水水利権について幹事から説明があり審議

前回に続き、薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

上川については、ダムによらない対策を基本に答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、五十嵐委員、石坂委員、植木委員、高田委員、松島（信）委員）を選任

薄川については、2月22日に公聴会を開催することを確認

33 第22回委員会（2月4日）

1) 報告

幹事より、治水・利水対策推進本部の方針について説明するとともに、長野モデル創造枠の中で、「流域協議会」設置経費を要求中であることを報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

黒沢川部会長より、河川改修及び遊水地による治水と、黒沢川の表流水及び地下水利用等による利水の、「ダムによらない対策案」を部会報告としてまとめる旨の報告

2) 議事内容

郷土沢川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

両論併記により部会報告が提出されている郷土沢川について、今後「ダムなし案」の方向で検討していくことを確認

34 清川流域公聴会（2月8日）

委員会が示したダムによらない治水・利水対策案について、7名が意見を公述。

35 第23回委員会（2月14日）

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

財政ワーキンググループより角間川の財政試算について報告

2) 議事内容

清川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

黒沢川部会の審議結果について報告と質疑

郷土沢川の治水・利水対策について、引続き審議

3) 決定事項

清川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、大熊委員、風間委員、高橋委員、竹内委員、松島（信）委員）を選任

郷土沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、植木委員、竹内委員、松岡委員、松島（貞）委員、松島（信）委員）を選任

36 第24回委員会(2月21日)

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

事務局から、平成15年度当初予算案として県議会2月定例会へ提出した「治水・利水対策推進事業」について報告し、質疑

県の治水・利水治水対策推進本部から、水道水源確保に係る県の支援策について報告

2) 議事内容

上川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

上川の答申(案)が了承され、今後、欠席委員に意見を聞いた上、知事へ答申することを確認

37 薄川流域公聴会(2月22日)

委員会ですとまとめたダムによらない治水対策案について、14名が意見を公述

38 第25回委員会(3月27日)

1) 報告

上川の答申について報告

財政ワーキンググループより駒沢川の財政試算について報告

角間川部会及び駒沢川部会の審議結果について各部長から報告

2) 議事内容

第24回委員会で資料請求された「河川の流況と利水量」について報告と質疑

薄川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

清川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について検討委員会による現地調査を行うことに決定

薄川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、植木委員、高田委員、松島(信)委員、宮澤委員)を選任

清川の答申(案)が了承され、日程調整の上、知事へ答申することを決定

黒沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、高橋委員、大熊委員、藤原委員、宮澤委員)を選任

39 駒沢川流域現地調査（4月5日）

駒沢川の集水面積確認のため、現地調査を実施

40 第26回委員会（4月24日）

1) 報告

清川の答申について報告

2) 議事内容

幹事より「県の利水支援策の試算について」報告があり質疑

幹事より「河川の流況と利水量」及び「豊水水利権の利用」について説明があり議論

駒沢川の流域面積に関する現地調査結果について報告があり質疑

駒沢川と角間川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について、県で調査をすることを確認

41 第27回委員会（5月7日）

1) 報告

流域協議会について報告

2) 議事内容

駒沢川の流域面積について議論

駒沢川と角間川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について、県の見解を次回説明

角間川流域の利水対策について、委員会による現地調査を行うことを決定

42 第28回委員会（5月16日）

1) 報告

浅川、砥川の河川改修計画について報告

2) 議事内容

水道水源確保に係る県の支援について、利水ワーキンググループから提言
薄川と郷土沢川の答申（案）が提出され審議

駒沢川と角間川流域の治水・利水対策について審議

黒沢川の答申について審議

3) 決定事項

薄川と郷土沢川の答申（案）が了承され、知事へ答申することを決定

43 角間川流域現地調査（5月17日）

角間川の利水対策について現地調査を実施

44 第29回委員会（5月29日）

1) 議事内容

黒沢川の答申（案）について審議

駒沢川と角間川流域の治水・利水対策について審議

2) 決定事項

黒沢川の答申（案）が了承され、知事へ答申することを決定

駒沢川について答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、高橋委員、藤原委員、松岡委員、松島（信）委員、宮澤委員）を選出

45 第30回委員会（6月6日）

1) 議事内容

駒沢川、角間川の治水・利水対策について審議

2) 決定事項

駒沢川について次回委員会に答申案を提出する。

角間川について答申作成に入ることとし、起草委員6名（宮地委員長、大熊委員、石坂委員、植木委員、風間委員、竹内委員、松島（信）委員）を選出

46 第31回委員会（6月12日）

1) 議事内容

駒沢川、角間川の治水・利水対策について、答申案が提出され審議

2) 決定事項

各河川流域の答申とは別に、総括的提言について委員長が次回委員会までにまとめ議論する。

47 第32回委員会（6月20日）

1) 議事内容

駒沢川、角間川の答申（案）について審議

総括的提言について委員長案が提出され議論

2) 決定事項

駒沢川、角間川の答申（案）が了承され、知事へ答申することを決定

総括的提言が了承され、知事へ提言する事を決定

長野県治水・利水ダム等検討委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属
宮 地 良 彦	信州大学名誉教授
大 熊 孝	新潟大学工学部教授
五十嵐 敬喜	法政大学法学部教授
石 坂 千 穂	長野県議会議員
植 木 達 人	信州大学農学部助教授
風 間 辰 一	長野県議会議員 (注1)
高 田 直 俊	大阪市立大学工学部教授
高 橋 保	安曇村議会議長
竹 内 久 幸	長野県議会議員
浜 康 幸	長野県議会議員 (注2)
藤 原 信	宇都宮大学名誉教授
松 岡 保 正	長野工業高等専門学校教授
松 島 貞 治	泰阜村長
松 島 信 幸	伊那谷自然友の会常任委員
宮 澤 敏 文	長野県議会議員

委員長 委員長代理

注1 風間委員の任期は平成14年5月14日から

注2 浜委員は平成14年10月31日に辞任